

オクシズロゴマークの利用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オクシズロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 ロゴマークは、オクシズの知名度の向上又はオクシズ地域内の産業の振興に寄与することを目的として利用するものとする。

(利用の対象とするロゴマーク)

第3条 利用の対象とするロゴマークは、別表に掲げるロゴマークとする。

(利用の申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、オクシズロゴマーク利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、静岡市長に提出しなければならない。ただし、営利を目的としない利用であって、次条第1項各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

(1) 申請者が法人又は団体の場合にあつては、当該法人又は団体の概要が分かる書類

(2) ロゴマークの使用方法が分かる書類

(利用の承認)

第5条 静岡市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、その内容が第2条に規定する目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当しないときは、ロゴマークの利用を承認するものとする。

(1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあると認めるとき。

(4) ロゴマークの使用により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、静岡市長が不適當であると認めるとき。

2 静岡市長は、前項の規定による承認をしたときは、オクシズロゴマーク利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの利用の承認を受けた者及び第4条ただし書に該当する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条に規定する利用の目的に反しないこと。

(2) ロゴマークを譲渡し、転貸しないこと。

(3) 知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(4) ロゴマークは、静岡市長が定めるものを正しく利用すること。

(5) ロゴマークの全部又は一部を変更して利用しないこと。

(6) 承認された用途のみに利用すること。

(7) 前6号に掲げるもののほか、静岡市長が必要であると認める事項
(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用報告)

第8条 利用者は、ロゴマークを利用したときは、速やかにオクシズロゴマーク利用報告書(様式第3号)にロゴマークの利用の状況が確認できる書類を添付して、静岡市長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第9条 利用者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめオクシズロゴマーク利用変更申請書(様式第4号)を静岡市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 静岡市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、オクシズロゴマーク利用変更承認通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用の中止の届出)

第11条 利用者は、ロゴマークの利用を中止するときは、ロゴマーク利用中止届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第12条 静岡市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの利用の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項の規定により承認した内容と異なる利用が判明したとき。

(2) 第5条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 第6条各号に掲げる事項に違反するとき。

2 静岡市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、オクシズロゴマーク利用承認取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するものとする。

3 利用の承認を取り消された者は、当該利用の承認により作成したものをいかなる場合であっても利用してはならない。

4 静岡市長は、利用の承認を取り消したことにより生じる損失について、一切の責任を負わない。

(事故又は苦情の処理)

第13条 利用者は、ロゴマークを利用したものに係る事故又は苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、利用者の責任の下に処理しなければならない。

2 利用者は、事故等が発生したときは、速やかに静岡市長に報告しなければならない。

(利用状況の調査等)

第14条 静岡市長は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について調査することができ

る。

2 静岡市長は、ロゴマークの利用が適当でないと認めるときは、利用者に利用方法の変更を求め、又は利用を停止させることができる。

3 静岡市長は、前項の規定による利用方法の変更又は利用の停止により生じる損失について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第 15 条 この要領を定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）



様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名

オクシズロゴマーク利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったオクシズロゴマークの利用（更新）については、次のとおり承認したので、オクシズロゴマーク利用に関する要領第5条（第9条）の規定により、次のとおり通知します。

1 承認番号

2 利用（更新）の承認をした商品等の名称

3 利用を承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 利用条件

- (1) オクシズロゴマーク利用に関する要領第2条に規定する利用の目的に反しないこと。
- (2) ロゴマークを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (4) ロゴマークは、静岡市長が定めるものを正しく利用すること。
- (5) ロゴマークの全部又は一部を変更して利用しないこと。
- (6) 承認された用途のみに利用すること。

様式第3号（第8条関係）

オクシズロゴマーク利用報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所 { 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話番号

オクシズロゴマークを利用したので、オクシズロゴマーク利用に関する要領第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 承認番号

2 商品等の名称

3 商品等の利用内容

4 添付資料

完成品

イメージデータ

利用の状況が確認できる書類

※提出する資料にチェックしてください。

様式第4号（第9条関係）

オクシズロゴマーク利用変更申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 { 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話番号

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けたオクシズロゴマーク
の利用の内容を変更したいので、オクシズロゴマーク利用に関する要領第9条の規定によ
り、次のとおり申請します。

1 承認番号

2 商品等の名称

3 変更の内容

様式第 5 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名

オクシズロゴマーク利用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったオクシズロゴマークデザインの利用の変更については、次のとおり承認したので、オクシズロゴマーク利用に関する要領第 10 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 承認通知
- 2 商品等の名称
- 3 承認の内容

様式第 6 号 (第 11 条関係)

オクシズロゴマーク利用中止届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 { 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話番号

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けたオクシズロゴマーク
の利用を中止したいので、オクシズロゴマーク利用に関する要領第 11 条の規定により、次
のとおり申請します。

- 1 商品等の名称
- 2 使用中止 (予定) 日
- 3 利用を中止する理由
- 4 担当者

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名

オクシズロゴマーク利用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあったオクシズロゴマークデザインの利用の承認については、オクシズロゴマーク利用に関する要領第12条第1項の規定により、次のとおり取消したので、同条第2項の規定により通知します。

1 承認番号

2 商品等の名称

3 取消理由

4 取消年月日 年 月 日